

一関市議会 総務常任委員会 記録

会議年月日	令和7年12月23日(火)			
会議時間	開会	午後1時29分	閉会	午後2時23分
場 所	第2委員会室			
出席委員	委員長 佐藤幸淑		副委員長 千葉幸男	
	委員 皆川千秋		委員 千葉誠	
	委員 猪股晃		委員 千葉栄生	
	委員 岩淵優		委員 門馬功	
	委員 小野寺道雄			
遅刻	遅刻 なし			
早退	早退 なし			
欠席委員	欠席 なし			
事務局職員	菊池主任主事			
紹介議員	なし			
出席説明員	小野寺まちづくり推進部長ほか2名、阿部建設部長ほか4名			
参考人	なし			
本日の会議に 付した事件	所管事務調査 ・中里市民センターの建設工事について			
議事の経過	別紙のとおり			

総務常任委員会記録

令和7年12月23日

(開会：午後1時29分)

委員長：ただいまの出席委員は9名です。

全員の出席ですので、これより本日の委員会を開会します。

録画、録音、写真撮影を許可しておりますので御了承願います。

本日の案件は御案内のとおりであります。

本日の委員会には、説明員としてまちづくり推進部長、建設部長の出席を求めました。

これより所管事務調査を行います。

初めに、中里市民センターの建設工事についてを議題といたします。

当局より説明を求めます。

小野寺まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長：本日は年末のお忙しいところ、中里市民センターの建設工事についての説明の時間をいただきましてありがとうございます。

それでは説明させていただきますが、中里市民センターの建設工事につきましては、令和5年度に始まったものですが、設計内容の疑義による施工の中止、それから、いわゆる官製談合防止法違反に伴う事業執行の一時中止、そして、設計の見直しのため工事の打切りを行い、これまで修正設計を進めてきたところであります。

委託しておりました修正設計が令和7年11月28日に完了しましたことから、今後の進め方などについて説明をさせていただきます。

今回、総務常任委員会で新しい委員もいらっしゃるということでありますので、振り返り程度ではありますが、これまでの経緯も含めて説明をさせていただきます。

まず、今日の資料、これまでの経緯の(1)工事着工までについてであります。こちらについては令和4年3月16日の福島県沖地震で被災した中里市民センターは現在の所在地そのものに建て替えるということになり、令和4年11月10日に有限会社環境計画工房と実施設計の業務委託契約を締結したところであります。

令和5年の11月臨時会議において、建築工事の請負契約の議決をいただき、同日、建築、電気設備、機械設備工事の請負契約を締結し、工事が進められたところであります。

(2)工事の中止から再開までについてですが、工事を進めていたところ設計内容に疑義があるということが分かり、その内容を精査するため、令和6年3月5日から令和6年6月2日までの90日間、工事の施工を一時中止することといたしました。

その後、実施設計業務委託業者による設計の修補などが完了し、令和6年6月3日に工事を再開、同日、工事の施工の中断、それから中断及び中止に伴う工期90日間の延長の契約変更を行ったところであります。

(3)工事再開後から修正設計までにつきましては、いわゆる官製談合防止法違反の容疑で職員が逮捕された事案を受け、中里市民センター建設工事は工事を発注した側、受注した側の双方に逮捕者が出たということから事業の執行を一旦停止し、令和6年7月

1日から令和6年7月31日までの31日間、工事施工の中止をしたところであります。

また、設計の修補後、令和6年6月3日から工事を再開していたわけですが、工事監理者と施工業者から設計に施工困難な箇所が複数あり、このままでの工事継続が難しいとの報告がなされたことを受け、その対応について検討を行うため、令和6年8月1日から工事の施工を中止したところであり、前に31日間の中止としたところでありますが、設計の見直し検討の時間を要したことから、プラス30日間、令和6年9月29日まで施工中止を延長したところであります。

設計の見直しの検討を行った結果、これも総務常任委員会では説明をさせていただいたところでありますが、建設工事を進めるためには修正設計が必要であるということとを判断し、修正設計をした上で改めて建設工事を行い、市民センターの供用開始時期を、令和9年4月頃を見込むということになったところであります。

この供用開始時期が令和9年4月となった理由は、その時点の想定で修正設計業務に約14か月、建設工事に約15か月を要するというので、順調に進めば令和9年4月に供用開始できると見込んだものであります。

このことから、記載はありませんけれども、方針決定の内容として、令和5年から実施していた中里市民センター整備事業費は令和8年度まで繰り越すことができないということであり、工事を一旦打切精算すること、それから、修正設計業務について予算計上すること、打切りによる残工事分を継続費として新たに予算計上することを方針決定して事業を進めることをしました。

これが令和6年9月9日の総務常任委員会で説明した内容になります。

令和6年9月26日、9月通常会議において修正設計業務委託の補正予算案の議決をいただき、令和6年10月22日に一級建築士事務所村上設計研究所と令和7年11月28日を完成期限とした修正設計業務委託契約を締結しました。

令和6年11月の総務常任委員会、それから議員全員協議会におきまして、これまでの経緯や建設工事の打切りに伴う変更契約、令和6年度から令和8年度までの継続費の補正予算計上などについて説明を行ったところであります。

また、契約方法については建築工事及び電気設備工事を随意契約、それまで一度契約した相手と随意契約する旨を併せて説明したところであります。

令和6年12月通常会議においては、令和6年度から令和8年度までの継続費の補正予算案を提案し議決をいただいたところです。

令和7年2月通常会議では、建築工事の請負契約議決をいただき、同日、建築工事と電気設備工事の請負契約を締結したところであります。

また、令和7年の3月と5月には、地元の説明ということで中里まちづくり協議会に建設工事の状況について説明したところであります。

先ほど申しあげましたとおり、令和7年11月28日、修正設計業務が完了したということとでございます。

2ページ目を御覧ください。

2、建設工事の打切りに伴う変更契約等についてであります。

まず(1)が建設工事であります。

これまでの契約内容について示しております。

工事打切りによる精算については、建築工事と電気設備工事は出来高に基づく変更契約を行い、それから機械設備については出来高がないため契約解除ということを行ったところであります。

表については1行目から5行目まで、一番左端のような記載をさせていただいております。

それぞれ契約の年月日、工事の内容、相手方、契約締結日、5行目が当初の契約金額、それから6行目から説明をさせていただきますが、これが第1回目の契約変更ということであります。

それから、7行目でありますが、これが2回目、最後に工事を打ち切った時点の契約になります。

建設工事と電気設備工事は出来高に基づく変更契約ということで、契約日及び工事の打切り日は、建築工事が令和6年11月19日、電気設備工事が令和6年11月8日であります。

なお、機械設備工事は、出来高がないため令和6年9月30日に契約解除をしたというものであります。

3ページを御覧願います。

(2)建築工事についてですが、これは出来高に基づく工事内容の変更であります。

若干説明させていただきますが、建築物及び外構については変更前は工事一式で2億3,463万3,842円を予定しておりましたが、施工済み工事分の金額が4,217万13円で1億9,246万3,829円の減であります。

それから、敷地囲いについては、敷地の保安のためロープと立入禁止の表示の設置で新たに49万1,481円であります。

工事施工の中止に伴う増加費用ですが、工事の一時中止の合計が181日分でありますので、中止期間中の工事現場の維持、それから工事の再開準備のための経費として、1,394万932円。

共通仮設費、現場管理費、一般管理費として、変更前については7,281万6,158円としておりましたが、工事打切りまでに要した費用の算定するための計算方法を見直したもので、変更後の額は2,745万9,574円で、4,535万6,584円の減となっております。

合計額については記載のとおりであります。

次に、(3)電気設備工事についてであります。考え方については今申し上げた建築工事と同様であります。

合計額も記載のとおりであります。

(4)機械設備工事につきましては、先ほど申し上げましたとおり工事の出来高がないということから、変更契約ではなく契約解除ということになり、契約解除までの期間に要した費用を保証金として支払うことになったところであります。

こちらについては工事の一時中止に伴う増加分で、525万6,380円。

それから、契約解除日までの工事現場の維持及び現場準備のための要した費用として600万3,619円で、合計1,125万9,999円となります。

4ページを御覧願います。

3、修正設計になりますが、(1)契約状況についてであります。相手方は一級建築

士事務所村上設計研究所であり、履行期間は令和6年10月23日から令和7年11月28日までと、委託業務料は2,997万5,000円であります。

(2)修正設計の内容についてであります。構造については、当初設計では鉄筋コンクリート造りを予定しておりましたが、既に施工済みである基礎ぐいを活用することができ、かつ耐震性など構造的にも有利な工法であるとともに、工期短縮も見込めるということから、修正設計では鉄骨造りへ変更となっております。

また、工期については、当初の鉄筋コンクリート造りを前提に約15か月を見込んでおりましたが、鉄骨造りに変更したことにより工期は約2か月ほど短縮される見込みです。

階数については、当初、総2階と予定しておりましたが、修正設計では2階は備蓄倉庫と屋上テラスのみとし、水害時の一時避難を備えて南側に屋外鉄骨階段を設置するというものであります。

延べ床面積については、70平米ほど増加したところでありますが、これは屋外テラスに屋根を設けたことと、身体障がい者用駐車場にひさしを設けたことが延べ床面積に算入されたということであります。

駐車場につきましては、当初設計では32台でしたが、4台増えたところであります。

また、陶芸室があったのですが、陶芸室は移転せず、撤去することとしたところでありますし、キュービクルについては2階へ移したということであります。

5ページになります。

4、工事の契約状況ということで、現在の契約状況になります。

建築工事につきましては、相手方は株式会社仁田工務店であり、令和7年3月14日から令和9年3月23日までの工期としております。

請負金額が現段階では2億4,750万円であります。

それから、電気設備工事については、相手方は株式会社電友社一関営業所であり、工期は同じく令和7年3月14日から令和9年3月23日です。

これはどちらも先ほど申し上げたとおり、随意契約で契約した相手方であります。

電気設備の契約金額は6,930万円であります。

この2つの工事につきましては、令和5年11月に着手した建設工事を打切り、建設工事を改めて予算計上して継続するということとし、残事業分を新たに契約したものであり、先ほど申しあげましたとおり、当初契約していたものが施工することで工期の短縮が見込まれ、経済性の観点から有利であり、また早期の施設の供用開始が可能と認められることから随意契約ということでしたところであります。

なお、機械設備工事につきましては、前契約の請負業者が、新たに契約を締結しようとする時点で指名停止中であるということですので、随意契約は行わず入札を実施して契約するというので、その時期は令和8年2月頃の契約を見込みたいということであります。

次、5のスケジュール、この辺からが新たな説明になってきますが、まず、大変申し訳ないのですが、今の考え方として、令和8年1月招集会議において、継続費補正を提案させていただきたいという考えをしております。

そして、2月通常会議において建築工事変更契約議案の提案をしたいと考えているところであります。

その後、令和9年3月に工事完了を見込み、令和9年4月の供用開始を目指したいというものであります。

それから、6の継続費補正の提案についてであります。

建設工事に係る予算については、令和6年度から令和8年度までの継続費として計上しているところであります。

この建設工事費については、繰り返して申し訳ございませんが、令和5年度予算に計上しておりましたが、予算を令和8年度まで繰り越すことができないため、昨年度、一度工事を打切り、改めて令和6年度から令和8年度までの継続費として計上させていただいたところであります。

今回、修正設計が完了したので、その内容を基に現予算との差額分について、1月招集会議に継続費補正を提案させていただければという考え方であります。

最後に、7の損害賠償請求の状況についてであります。

(1)の分は既に請求している損害賠償請求の内容であります。

令和6年9月20日付で実施設計業務を行った業者に対し、1回目の損害賠償請求を行っております。

請求額は99万6,833円であり、内容としては建築確認変更申請の手数料、それから第三者機関による構造計算適合性判定手数料、それから職員の時間外手当であります。

なお、こちらについては現時点でも未収となっております。

それから、(2)の今後の損害賠償請求についてであります。工事一時中止に伴う増加費用や、工事打ち切りまでに要した経費などの損害賠償について、相手方についても代理人を指名しているということもあり、その相手方代理人と話し合いを現在進めているところであり、市としても顧問弁護士とも相談しながら対応していきたいという考え方であります。

長くなりましたが、これまでの経緯やこれからの進め方について説明をさせていただきました。

よろしくお願いたします。

委員長：ありがとうございました。

当局の説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。

発言の際は挙手の上、委員長が指名した後に、発言をお願いいたします。

小野寺委員。

小野寺委員：順不同になるかもしれませんが、後ろのスケジュールの関係、令和8年2月17日の通常会議に建築工事変更契約議案を提案するとなっているのですけれども、要するに現契約にプラス修正設計することに伴って増加する金額を変更するという捉え方でいいのかどうか、その辺の確認が1点と、今、建築資材が高騰しているのだけれども、その辺の分も見込んでいるのかどうかというところ。

それから、機械設備については補償費を出しているのだけれども、当然、期間延長したり中止したりした中で、やはり建築業者なり電気設備業者に対する何らかの補償というものが入っているのかどうかというところ。

それから、令和9年4月の供用開始というのはいいのだけれども、令和9年3月23日に工事が完了して4月に供用開始するというのは、4月末のことを言っているのか、4月1日というか4月初めのことを言っているのか、工期の関係から言うとかかなりタイトなスケジュールになるのだけれども、備品の新たな購入と、従来あった備品の搬入とか、そういったもののスケジュールについては何日くらい見込んでいるのかというところ。

それから、鉄筋コンクリート造りから鉄骨造りになったということで工期が短縮されるのはいいのだけれども、それだけ工期が短縮されるということは工事費が減額になると思うのだけれども、その鉄筋コンクリート造りから鉄骨造りにしたことによる差額はどのくらい生じたのかというところを確認したいと思います。

それから、3ページ目で、建築工事の場合、変更前3億7,000万円から変更後は8,400万円、そして2億2,300万円が減額になる、それぞれ減額になっているのだけれども、その分と、次の5ページ目の2億4,700万円という、その辺の関係はどのようになって現契約の金額になっているのかというところ。

細かい話はまた後で聞きますけれども、1回目として確認しておきたいと思います。

委員長：阿部建設部長。

建設部長：それでは、1点目からスケジュールに関してですけれども、スケジュールについては5ページ目の5、スケジュールのところの表です。

令和8年1月7日にまず補正予算を提案して議決していただくと、それを踏まえた上で2月通常会議で変更契約の議決を採るということになります。

1月に予算を措置して2月に契約をする、そういう順番になるということです。

委員長：小野寺委員。

小野寺委員：工事完了見込みが令和9年3月23日、それは変わらないということですか。

委員長：阿部建設部長。

建設部長：それは変わらないです。

2つ目ですけれども、物価上昇分を見込んでいるのかについては、見込んで積算をしているところで、作業中なのでまだどれぐらいかかるかというのは確定しておりませんが、当然、現時点の価格というか物価で積算をしているところでございます。

3つ目、機械工事については補償を支払ったけれども、建築、電気業者への補償については、3ページ目のそれぞれの表にある、例えば機械設備工事については1,125万9,000円の補償費を支払ったとありますけれども、これについては補償という名前ですが実際にかかった額を支払っているということになりますので、建築工事あるいは電気設備工事についても、その時点で完了している出来高、それと間接費一時中止に伴う増加費用等を含めて支払っているということなので、建築も電気も機械もその時点でのかかった費用を支払っているということになります。

補償については、損害が生じているわけではないので、現時点で工事業者に対する補償金云々というのは考えてございません。

4つ目、工期が令和9年3月23日で余裕がないのではないかという話ですけれども、実際の現時点の工程だと、建物自体は2月いっぱい完了する予定ですので、令和9年3月に引っ越しの準備だったり引っ越しの作業をして令和9年4月1日から供用開始をする見込みです。

あくまで工程も今の工程なので、現時点の工程だと2月中に工事は完了する、そういう見込みとなっております。

あとは5つ目、鉄骨造りへの変更による比較なのですが、厳密な意味で差額というものは出せないと考えております。

というのは、鉄筋コンクリートの構造の設計というのは、疑義が生じる前の設計なので、当然それは基準を満たしていない建物なので、基準を満たしていない建物の設計に基づいた工事費というものは出せるかもしれないのですけれども、それと今回の工事費との比較というものは適切ではないということなので、その辺の純粋な比較というものはできないのではないかと考えております。

ただ一般論として、鉄筋コンクリート造りに比べて鉄骨造りというのは、工期が短縮できるので、そういう意味では工事費は同じレベルで考えれば縮減されているだろうというのは言えますけれども、あくまで一般論ということなのです。

6つ目の3ページ目と5ページ目の関係、3ページ目の工事、これについてはその時点で精算して支払ったということになります。

つまり出来上がっている部分について、例えば建築工事であれば基礎ぐいが三十数本完了しているので、その分の出来高を支払って精算をして、工事は一旦終わっているという形になります。

5ページ目の2億4,750万円、これについては措置している予算の残額の範囲内で再度契約、随意契約をしたということなので、完全な完成まではいかない分で、予算の残額分で契約をしているという、そういう関係にあります。

委員長：小野寺委員。

小野寺委員：大体の流れというか、質問した内容の答えはいただいたと思うのですが、そうすると、令和8年2月17日に変更契約をするというのは、明らかにこの金額以上のものが出てくると捉えていいのか。

全体事業費で、建築の工事の場合は当初3億幾らという契約金額だけれども、差額をどれくらいプラスというか、契約していないからあれですけれども、今の段階で設計上はどれくらい増額になると見込んでいるのか。

委員長：阿部建設部長。

建設部長：そうなります。

令和8年2月17日というか、令和8年1月7日の1月招集会議において補正予算を提

示して、議決を得たいと考えているのですけれども、その時点で足りない分の予算を提示することになります。

その予算の額なのですが、先ほども言いましたけれども、現在、修正設計に基づいた工事費を積算中です。

整理精査中なので現時点ではまだその額が確定していないので、今回の委員会ではまだ示すことができないという状態です。

委員長：小野寺委員。

小野寺委員：細かい数字はいいけれども、何割ぐらいとか何%ぐらい増額になるというのは大体想定できるはずだからね。

委員長：小野寺まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長：事業費ベースの全体の額ではないのですが、積算中にはありますが、今、想定している金額が3億5,000万円ぐらい増えそうだという形で、増額です。

委員長：小野寺委員。

小野寺委員：今後の損害賠償の関係なのだけれども、いずれ今、相手方の代理人と話をしているという内容のようだけれども、例えば機械設備業者に支払った補償分とか、あと建築とか電気の分とかというところでの関係から言うと、その辺を見込んで話合いを進めているのかどうか確認したいと思います。

委員長：小野寺いきがいつくり課長。

いきがいつくり課長：損害賠償の請求の範囲についてですけれども、こちらにつきましては、現在、市の弁護士と相談しまして、どこまでが賠償の対象になるかという範囲の部分から御助言などもいただきまして、請求内容については検討しているところでございます。

委員長：千葉幸男委員。

千葉(幸)委員：設計に疑義が生じたというのを見つけたのは、施工監理を委託した村上設計研究所なので、2回もこれありましたよね。

修正設計の受注者が村上設計研究所、ここに落札した経過というか、入札をしたのか、随意契約をしたのか、その辺はどういう経過でこの金額で落札になっているのか教えてほしいです。

委員長：阿部建設部長。

建設部長：修正設計については、村上設計研究所に随意契約で契約をしております。

その理由というのが、設計の再検証作業を行っている工事監理者であることで、どういった内容が不具合が生じているのかというのを熟知しているということだったことから、設計に要する期間も短くできる、あるいはまた設計に要する金額についても一番安くできるということから、村上設計研究所に随意契約をしているところです。

委員長：千葉幸男委員。

千葉(幸)委員：設計をして契約をして、今度、その施工監理をどこに頼むかというのは今からなのですか。

委員長：阿部建設部長。

建設部長：工事監理についても、元と同じ村上設計研究所になると思われます。

委員長：千葉幸男委員。

千葉(幸)委員：私は、設計したところをまた自分で監理をするという、前の設計士に対しては監理業務を請け負った村上設計研究所が疑義を申し立てている。

そこにまた監理を発注するというのは、これは第三者に発注したほうが適切な監理ができるのではないかと思うのですが、どうなのでしょう。

委員長：阿部建設部長。

建設部長：おっしゃるとおりかとは思いますが、今回のケースだと、例えば工事については、一旦、入札を経て決定している業者で、途中で打ち切りになったということ、なので、引き続き施工業者も同じ業者をお願いするという流れの中で、工事監理についても、一旦、入札で契約した工事監理業者もやはり引き継いだほうがいいのではないのかということで、現時点では同じ施工業者、工事監理業者に委託する予定となっております。

委員長：千葉幸男委員。

千葉(幸)委員：何かそのところがどうもすっきりしないのだけれども、やはり何ていうか、公のこういういろいろな経過を踏んでいるので、私は別の、きちっと工事監理の入札をして、選定をして、設計者以外のところに監理をしてもらったほうが私は納得する。

なかなかこれは素直にいいとは思えないと思います。

委員長：阿部建設部長。

建設部長：それについては、御意見を承りました。

委員長：門馬功委員。

門馬委員：数字のことでお聞きしたいのですけれども、まず3ページの(2)の建築工事です。

これは変更後に8,406万2,000円で、もう完了したというか出来高だから一応終わったという見方ですね。

それで、今度は5ページにいくと、4の工事の契約状況で2億4,750万円という数字が出てきますけれども、これは新たにこの形で契約を結ぶということで考えていいのでしょうか。

そうすると、トータル的には、今現在は8,406万2,000円と2億4,750万円を足した形が建築工事の、取りあえず今のところの数字と。

ただ、今精査しているので、これも加えて令和8年1月7日に補正をしたいということで受けていいのでしょうか。

委員長：小野寺まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長：今、門馬委員がおっしゃったとおりで、工事費総額を考えれば、今、足した分がそのようになるものであります。

3ページの(2)、(3)、(4)を足したものと、こちらに5ページの4を足したものという考え方になります。

ただ、現在契約しているのがこれですので、あとはこれから新たな修正設計分を上乗せして、補正をさせていただきたいというものであります。

委員長：千葉栄生委員。

千葉(栄)委員：私は構造のところ、4ページのところですけれども、鉄筋コンクリート造りから鉄骨造りになるというところで、居住性というか、寒さとかそういう使い道というか、過ごしやすさというか、そういうところのデメリットというか、そういう不安はないのかどうかお伺いしたいと思います。

委員長：阿部建設部長。

建設部長：鉄筋コンクリート造りと鉄骨造りで差があるかということ、それはないと考えております。

当然、コンクリートの壁はそれであるのですけれども、鉄骨になればまたその壁の中に断熱材とか、そういった構造になるので、その差は生じないと考えております。

委員長：千葉栄生委員。

千葉(栄)委員：いずれにしろ、利用者が過ごしやすい施設になるのが一番いいと思いますので、そこも踏まえてよろしくをお願いします。

委員長：千葉誠委員。

千葉(誠)委員：村上設計研究所ですけれども、設計について指摘するくらいの業者なので大丈夫だと思えるのですけれども、この村上設計研究所が出した新たな設計図のチェックというものはされているのでしょうか。

委員長：阿部建設部長。

建設部長：構造のチェックについては第三者機関でチェックを受けて合格している状態です。

委員長：小野寺委員。

小野寺委員：令和9年4月オープンということで、地元では令和9年度から新しい施設でいろいろな事業も展開できるということで、いろいろな事業計画の中でそういうイメージで今おられるのだけれども、例えば工事期間がさっき言った、ここは令和9年3月23日になっているけれども、現契約では2月になりそうということなのですよ。

すると、1か月余裕ができるので、今まで地元と話してきた、大体、令和9年4月1日には供用開始できるという捉え方でいいのかどうかということ、それは例えば備品の購入なり搬入も含めてのそういう捉え方でいいのかどうか。

委員長：小野寺まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長：工事の期間については、先ほど建設部長が申し上げたとおりなのですが、いずれ地元の方々には、これまで御迷惑、御不便をおかけしている状況でありますので、きちんと早く施工させていただいて、この期限はしっかり守りたいというのが我々の思いであります。

いろいろな問題が後は生じないように進めてまいりたいと考えております。

委員長：千葉幸男委員。

千葉(幸)委員：新しい委員もいるので、修正設計ができたというから、平面図なり、そういうものを出してもらえば分かりやすいのではないかと思います。

そうでないと全く分かりませんよ。

委員長：阿部建設部長。

建設部長：それでは、後で平面図というか、部屋割りが分かるものと、あとこの資料にありますパースも、このアングルだけではなくてもう少しあるので、それも含めて提出します。

委員長：そのほか、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 : なければ質疑を終わります。

以上で、中里市民センターの建設工事についての調査を終わります。
部長をはじめ職員の皆様、お忙しいところありがとうございました。
職員退席のため暫時休憩します。

(休憩 14 : 20～14 : 22)

委員長 : 再開します。

次に、その他に入ります。

本日本定していた案件は以上であります。皆様からほかに何かございますか。

(「なし」の声あり)

委員長 : ほかにないようであれば、以上で本日の委員会を終了いたします。

大変、御苦勞さまでございました。

(閉会 : 午後 2 時23分)